

デジタル取引環境整備事業

令和3年度予算案額 5.3億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

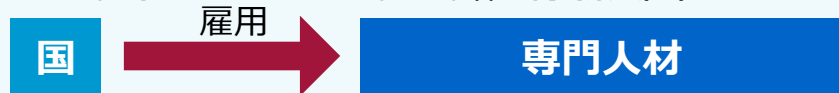
- 近年、デジタルプラットフォームが利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになってきました。他方、一部の市場では、規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、取引先事業者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であることといった懸念が指摘されています。
- こうした状況に対応するため令和2年5月に成立した「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」を適切に執行し、変化が激しいデジタル市場における課題に迅速かつ適切に対応していくことを目的として、専門人材の雇用や取引先事業者向け相談窓口の設置、デジタルプラットフォームの動向把握のための継続的な調査を実施します。

成果目標

- 特定デジタルプラットフォームについて、「同法の施行前と比べて、運営や契約・取引慣行が改善した」と考える取引先事業者の割合が50%以上となること目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（デジタル市場に関する専門人材の確保（事務費））



（デジタル取引環境整備事業）



事業イメージ

（1）デジタル市場に関する専門人材の確保（事務費）

- 特定デジタルプラットフォーム提供者により提出されるレポートの評価や下記（2）の調査等を適切に実施するため、デジタル市場に関連する知見を有する人材を雇用します。

（2）デジタル取引環境整備事業

- 中小企業等の取引先事業者等から特定デジタルプラットフォーム提供者との間の取引上の課題等の相談を受け付け、当該相談に適切に対応することに加え、共通的な課題を集約して関係者間での適時共有等を行うための、相談・紛争解決窓口を設置します。
- 変化の激しいデジタル市場に対応し、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定の見直しの検討を適時に行うため、デジタルプラットフォーム一般について、市場規模や取引環境を把握するために必要な市場調査を実施します。

